## 5 類移行に伴う入院医療費に対する公費支援の経過的な取扱い(愛知県)

5月1日 5月8日(5類移行日) 6月1日

4月分レセプト

5月分レセプト

6月分レセプト

A < 現行 >

4月30日まで に入院

5月をまたぐ場合、 5月入院分はBの手 続きへ移行 事業主体:保健所設置市等

コロナ療養費:全額公費負担

※患者からの公費負担申請が<u>必要</u>

<u>5月以降は</u> <u>Bパターン</u>

B <経過措置>

5月1日から5月7日までに入院

※5月7日までに転院した場合も含む

※6月をまたぐ場合、6月入院分はCの手続きへ移行

経過措置対象となる入院は5月末まで

事業主体:保健所設置市等

コロナ療養費:全額公費負担

※患者からの公費負担申請が不要

<u>6 月以降は</u> <u>Cパターンに</u> 一本化

C<見直し後>

5月8日以降に入院

事業主体:愛知県

コロナ療養費:<u>一部</u>公費負担

※患者からの公費負担申請が不要